

生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチから市民の生活を守り、よりよい環境づくりに寄与することを目的として、スズメバチの営巣を駆除した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象巣)

第2条 補助金の交付対象となる巣は、スズメバチ亜科のスズメバチ類の営巣とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、生駒市内において、次の各号のいずれかに該当する巣を駆除業者に依頼して駆除した個人とする。

- (1) 建物の軒下等にあるもの
- (2) 日常的に人が立ち入る所にあるもの
- (3) その他市長が特に必要と認めた場所にあるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スズメバチ駆除業者に委託して行った巣の駆除に要した経費（駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。）とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

(申請書の受付期間等)

第6条 補助金の交付申請の受付期間は、次条第1項第4号に規定する領収書が発行された年度の3月31日までとする。

2 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、生

駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付申請書（様式第 1 号）及び次の各号に掲げる添付図書を市長に申請しなければならない。

- （１） 駆除前の営巣及びその周辺のカラー写真
- （２） 前号と同じ構図の駆除後のカラー写真
- （３） 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- （４） スズメバチ駆除業者に委託して行った巣の駆除に要した経費の領収書の写し
- （５） 第 1 号及び第 2 号で駆除の確認が困難な場合は、駆除業者の証明書

2 前項に規定する交付申請は、駆除した巣 1 個当たり 1 申請とし、複数の巣の駆除を行った場合、駆除した巣の個数分の申請を行うことができる。

3 補助金の交付申請は、直接持参又は郵送の方法によるものとする。

（交付又は不交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により不交付と決定した場合は、生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 交付申請者は前条第 2 項の規定による通知を受けた場合は、生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条 市長は、前条の請求書の提出があった場合は、30 日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第 11 条 市長は、第 8 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

- （１） この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。

(3) 第9条に基づく補助金の請求を行わないとき。

(4) その他市長が不当と認めたとき。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。